

### 3 障がい（用語の解説 参照）のある人の人権問題

#### （1）現状と課題

障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が、平成18（2006）年に国際連合総会で採択され、我が国においても平成19（2007）年に署名し、平成26（2014）年に批准しました。

この間、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（平成23（2011）年）をはじめ、直近では「障害者差別解消法」の成立（平成25（2013）年）など、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変化しました。

その中でも、「障害者差別解消法」は、平成28（2016）年に施行され、行政機関や企業などの事業者等に対して「障がいを理由とする差別的取り扱い」を禁止するとともに、「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を義務付けています。

本市においては、平成27（2015）年に「鳥取市障がい者計画」を策定し、『いつまでも暮らしたい鳥取市』～共に生きる地域づくり～」を基本理念として、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進しています。

また、障がいのある人への施策をきめ細やかに推進するため、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ「鳥取市障がい福祉計画」も、平成18（2006）年から3年ごとに策定し、現在「第5期鳥取市障がい福祉計画」と、幼少期から成人するまでの切れ目のない支援体制を図るための「鳥取市障がい児福祉計画」の策定に向け検討を進めています。

しかし、「市民意識調査」では、障がいのある人の人権問題の存在について、「あると思う」と回答した人は、45.1%となっており、障がいのある人に関する人権についても、「経済的な自立が困難である」と回答した人が53.1%と最も高く、次いで「世間から差別的な言動を受けたり、偏見の目で見られたりする」41.2%、「就職・職場で不利な扱い（賃金や施設環境等）を受ける」39.7%と、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や根強い偏見が今なお多く存在する現実がまだ残っています。

また、本市が平成29（2017）年度に実施した聞き取り調査では、地域での理解促進の難しさ、保護者が亡くなった後への不安、高齢化、介護・看護職員の人材不足や確保、情報の不伝達、施設のバリアフリー（用語の解説 参照）化の遅れなど、障がいのある人への支援がまだまだ不足している状況があることと、障がいのある人への心無い一言により傷つき、外出をためらう声もあります。

さらに、平成28（2016）年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した入所者等への殺傷事件は、全国に大きな衝撃を与え、共生社会の実現に向けた努力と、障がいの特性を知り、障がいのある人を理解する取り組みの重要性が改めて浮かび上がりました。

このような中、平成29（2017）年9月には「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行され、障がいのある人が暮らしやすい社会づくりに向けて県下全域で取り組みを始めたところであり、市民・県民がさまざまな障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がいのある人が困っているときに声掛けをし、必要な支援を行う「あいサポート運動」にも積極的に取り組みながら、障がいのある人とも連携しつつ、障がいと障がいのある人の理解を促進していくことが一層必要となっています。

また、障がいのある人やその支援者のニーズを聞き取りながら、障がいのある人が地域で暮らしていくために必要な支援策を検討していく必要があります。

これらの取り組みを通じ、障がいの有無にかかわらず、誰もがひとりの個人としてその基本的人権を尊重して、互いに理解し、助け合うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる共生社会の構築をめざすことが重要です。

## （2）施策の推進方針

「障害者基本法」に規定する「鳥取市障がい者計画」に基づき、社会的障壁をはじめとする障害や障がいのある人に対する差別の禁止、障がいのある人を含む全ての人とともに暮らし、自立し、社会参加できるまちづくりを進めるため、施策を推進します。

- ① 障がいのある人の思いが自己決定できるよう、支援者をはじめ周囲の人等による支援を行います。
- ② 障がいのある人がいつでも適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施することに努めます。
- ③ 個々の障がいのある人や介護をしている人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備・充実に努めます。

障がいのある人の地域生活支援の充実に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護に取り組みます。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。

- ④ 障がいのある人や家族、周りの人との交流・連携する機会を設けることにより、障がいへの理解と、市民への社会モデル（用語の解説 参照）の考え方の普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。

「情報バリアフリー（用語の解説 参照）化」の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努めます。社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（用語の解説 参照）の向上を図ります。

「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求め、地域協議会設置等の検討や障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進します。

- ⑤ 関係機関と連携し、障がいの早期療育体制の充実に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した教育支援体制の整備の充実に努めます。